

論 点

「認知症の人基本法」制定を



みやじま としお
宮島 俊彦氏

岡山大学客員教授。厚生労働省
老健局長、内閣官房社会保障改革
担当室長を経て現職。著書「地域
包括ケアの展望」など。65歳。

認知症の高齢者は、2012年の約460万人から、25年には65歳以上人口の約5人に1人にあたる約700万人に増えると予測されている。このため、政府は数次にわたって認知症施策を打ち出してきた。直近は、15年の「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）である。

最近では、認知症に関する基本法の制定を求める意見が相次いでいる。昨年2月には読売新聞社が「子育て・介護」提言の中で基本法の制定を求めたほか、5月には自民党が「一億総活躍社会の構築に向けた提言」に「認知症対策基本法」の必要性の検討を盛り込んだ。市町村に義務づけられ

る。予算や人員の充実にもつなげるので、歓迎すべきだろう。

制定にあたり、私は次の三つの点が重要だと思っ

第一は、本人の主体性の尊重である。

私は、当事者の会や、支援者も含めた勉強会に10年前から参加してきた。本人たちが一貫して訴えていることは、認知症になると「問題のある人」というレッテルを貼られ、日常の暮らしの中で自主性が損なわれてしまうということだ。

誤解や偏見から、過去の対応は「隔離・拘束」「入院治療」「施設入所の対象」と変遷してきた。しかし、今では働いている人、社会参加を続けている人も多い。地域で主体的に生きることを尊重し、認知症の人の活躍の場を広げていくことが望まれる。

第二は、広く本人の意見を聞くのはもちろんのこと、法律により設けられる政府、都道府県、市町村の協議会などの委員としても本人の参加を求めることが必要だ。そうすれば真に必要な事柄が明らかになり、たとえ判断能力が衰えても暮らしやすい地域や社会の実現につながる。

第三は、予防や治療だけの観点で法律を作らないことである。

私たちはともすると、認知症は病気なので、その予防や治療に関する対策が必要だと考えがちだ。しかし、障害の場合は「障害者基本法」であり、「障害者対策基本法」ではない。

障害者対策基本法では、障害者は問題があるから「対策」の対象だと考えていることになり、その根底には障害者に対する差別意識がつきまとう。同様に、「認知症対策基本法」では、認知症の人は問題だから「対策」の対象にするといった誤解が生じてしまう。

だから法律の名称も「認知症の人基本法」とすることが望まれる。

誰もが認知症になり得る超高齢社会において、安心できる「人生100年時代」を実現するためには、予防や治療にとどまらず、見守り、街づくり、成年後見、被害防止、就労、社会参加まで含めた幅広い対応が求められる。